

# 所有権に基づく物権的請求権

## —現代フランス法学における展開—

阿部 裕介

2014年9月から2016年8月まで、フランスのパリ第1大学法学研究所で客員研究員として在外研究を行った。この在外研究までの筆者の主たる研究関心は、抵当権の効力にあった。抵当権は現在、換価を通じた物ないしその価値の支配権として理論的に捉えられているが、これは所有権を中心とした物権の体系化の結果であって、本来は、債権者間の優先弁済権と、それを補助する追及権との組み合わせとして分析されるべきものである。以上が従前の研究の概要であるが、それでは、抵当権だけを、所有権を中心とした物権の体系から外れた特殊な物権として扱うべきと考えるのか、それとも、所有権を中心とした物権の体系それ自体を再考する必要があると考えるのか。このような今後の研究の方向性を探るため、在外研究では、従来の物権の体系の中心にある所有権について、その対人的効力である物権的請求権を中心にした検討を行うこととした。以下は、その一部を要約したものである。

日本の物権法学は一般に、一方で、所有権を目的物の直接排他的支配権能と定義し、目的物の使用・収益・処分の3権能（民法206条）をもってその目的物支配の具体的内容とする。他方で、実務的には、所有権に基づく物権的請求権が、所有権の具体的効力をめぐる主要な議論の場であった。学説はこれを、所有権の物権としての性質（物の直接支配権）に基づく実体的効力ないし権利として位置付けてきた。

しかし、この二つの傾向の間には、緊張関係が潜在していないか。以下のとおり、所有権に基づく物権的請求権のフランス法上の対応物である取戻訴権（*action en revendication*）の位置付けに着目してフランス法学説の展開を分析することで、この緊張関係を裏付けることができる。

フランスにおいても、所有権の効力を対物的支配権能の観点から捉える立場が古典的通説であり、伝統的には、所有権の内容は物の使用・収益・処分権能の総和として捉えられてきた。しかし、伝統的通説の所有権理解は、後述するペルソナリストからの批判を受けることになる。それは、所有者の法的処分権は、所有者の所有権を変容させるものであり、目的物ではなく所有権それ自体に向けられているのではないか、というものである。このような批判に応接して、伝統的通説の系譜に属する近時の学説は、所有権の内容を使用・収益（及び費消（事実的処分））の権能に限定する。そこでは、所有者の法的処分権は、所

有権に外在的な「所有者の資格」に基づくもの、すなわち所有者の行為能力の一種として、所有権の内容からは排除されている。その結果、所有者の取戻訴権も、法的行為能力としての処分権の一種として、すなわち所有者の資格に基づくものとして、所有権の内容から排除されるに至っている。そこでは、取戻訴権の目的は、占有の回復よりも、所有者の資格の確認、すなわち帰属に争いのある当事者間での所有権確認に求められている。

これに対して、所有権の効力を対物支配権としてではなく、所有者と他者との関係において捉える立場も 20 世紀を通じて有力になってきた（この有力説の論者はペルソナリスト（*personnaliste*）と呼ばれる）。彼らはまず、物と人との排他的帰属関係としての「所有」（関係）を、所有者の主観的権利としての所有「権」と区別する。そして、人と物との関係としての「所有」から、他者を排除する排他権能と法的処分権能を内容とする「所有権」が派生する、従って目的物の使用・収益は排他権能を行使した結果として事実上実現されるものに過ぎず所有権の内容を構成しない、という。その上で彼らは、取戻訴権を、法的処分権能の一種としてではなく、排他権能の実効確保手段として位置付ける。そしてその内容としても、所有（帰属）についての争いの解決よりも、他者に奪われた（所持を含む、広い意味での）占有を回復するものであることを強調し、所有（帰属）について争いのない者の間の取戻訴権をも包摂する。

以上が現代のフランス所有法学の基本構造であるが、両者を折衷しようという試みももちろん存在する。本稿が特に注目するのは、取戻訴権にその鍵を求める学説である。この学説は、所有権を含む物権一般を債権と区別する特徴として、物権の権利者が義務的かつ無条件の「現物制裁（*sanction en nature*）」を求めうる点に着目する。所有者の取戻訴権は、まさに所有権の現物制裁に相当する。この学説は、この現物制裁の概念によって、通説的な対物支配権としての物権理解と对人的制裁とを整合させている。しかし、義務的かつ無条件の現物制裁は本当に物支配から導出され、従って所有権ないし物権を特徴付けるような、他の権利との関係でのメルクマールになりうるのか。少なくとも日本法においては、所有権や物権以外にいわゆる「特定の救済」が認められている保護法益が存在し、物権とそれ以外とで、義務的か否か、無条件か否かが截然と区別されているとはいいがたい。

このように、所有権を対物支配権として捉えることと、所有権に基づく物権的請求権との間には、緊張関係が存在するといえる。この緊張関係に正面から対峙すべきなのではないだろうか。そうだとすると、物権的請求権を所有権確認に還元する方向での検討は現実的ではないだろう。むしろ、以上の分析は、物権法学における「対物支配」の支配から脱却するために、物権的請求権への着目が有益である可能性を示唆するものといえよう。